四日市市における今後の同和行政の あり方について (答申)

平成 16(2004)年 3月四日市市同和対策委員会

四日市市長 井上 哲夫 様

四日市市同和対策委員会 委員長 南 部 忠 夫

「四日市市における今後の同和行政のあり方」について(答申)

平成14年3月26日付け同対第270号をもって諮問のありました「四日市市に おける今後の同和行政のあり方」について、別添のとおり答申します。

本委員会は、諮問以降本日まで6回の委員会及び4回の専門部会を開催し、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効後における同和行政のあり方について、実態調査の結果を踏まえ審議を行ってきました。

これまでの本市における施策の成果と課題を踏まえ、同和問題の根本的解決を図るため、本委員会の答申を尊重し、引き続き所要の施策の推進に努められるよう要望いたします。

目 次

| 1 | はじめに | 1 |
|---|---|-------------|
| 2 | 同和問題の基本認識 | 2 |
| 3 | 今後の同和問題解決のための基本目標 | 4 |
| 4 | 「同和問題解決のための実態調査」、「人権問題に関する市民意識調査 及び「児童・生徒生活実態調査」等からみた現状と課題 | Ē], |
| | (1)「同和問題解決のための実態調査」からみた現状と課題(2)「人権問題に関する市民意識調査」からみた現状と課題(3)「児童・生徒生活実態調査」からみた現状と課題 | 4 6 8 |
| 5 | 同和問題解決のための施策の推進方向 | |
| | (1) 基本的な施策の方向 | 9 |
| | ①市民の人権意識の高揚を図るための取り組み ②地区住民の自立と自己実現、 | 1 0 |
| | 豊かな人間関係の創造を図るための取り組み … | 1 2 |
| | ③地区内施設を活用した住民交流を促進するための取り組み … | 1 6 |
| | (2) 人権行政の推進体制 | |
| | ①人権行政の推進体制 | 1 8 |
| | ②四日市市同和対策委員会のあり方 | 1 9 |
| 6 | おわりに | 1 9 |

1 はじめに

本委員会は、平成14(2002)年3月に市長から「四日市市における今後の同和行政のあり方について」の諮問を受け、平成14(2002)年度に、いわゆる同和地区(以下、「地区」という。)を対象として四日市市が実施した「同和問題解決のための実態調査」等の結果や人権教育・啓発、人権擁護に関する国の動向等を踏まえ、精力的に審議を行った。

昭和 40(1965)年の同和対策審議会答申(以下、「同対審答申」という。)は、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり」、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と指摘し、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業・職業の安定、教育文化の向上、基本的人権の擁護に関する5つの具体的方策を示した。それを受けて、昭和44(1969)年に「同和対策事業特別措置法」が制定され、以後2度にわたる特別措置法(「地域改善対策特別措置法」、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下、「地対財特法」という。))によって、全国的に同和対策事業が進められてきた。

地対財特法が法期限を迎えるにあたり、平成8(1996)年には、地域改善対策協議会から意見具申(以下、「地対協意見具申」という。)が出された。その中で、特別対策を「漫然と継続していたのでは同和問題の早期解決に至ることは困難であり、これまでの特別対策については、おおむねその目的を達成できる状況になったことから、現行法の期限である平成9(1997)年3月末をもって終了することとし、教育、就労、産業等のなお残された課題については、その解決のため、工夫を一般対策に加えつつ対応するという基本姿勢に立つべきである」、また「同対審答申は、『部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない』と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない」と指摘した。この地対協意見具申に基づき、国は一般対策への円滑な移行を前提に、一部の特定事業についての経過措置として地対財特法を延長した。そして、地対財特法は、平成14(2002)年3月末をもって失効し、30数年にわたって実施されてきた財政上の特別措置による同和対策事業は終了した。

四日市市における同和行政の取り組みとしては、厳しい差別の現実を踏まえて昭和47(1972)年度に厚生部民生課の中に同和対策係が、また、昭和48(1973)年の差別事件を教訓に昭和49(1974)年度には福祉部同和対策課、教育委員会同和教育室が設置され、対策と教育の両面から部落差別解消の施策が講じられるようになった。そして同対審答申を踏まえた3つの特別措置法や、本委員会が平成5(1993)年に答申した「四日市市における同和対策事業の今後のあり方」に基づき平成9(1997)年に策定された「四日市市同和対策総合計画」及び、平成12(2000)年に本委員会が提言した「四日市市同和対策委員会報告生活・就労部会のまとめ、教育・啓発部会のまとめ」等によって、道路・公園・市営住宅等の生

活環境改善をはじめ、地域の拠点となる市民会館・教育集会所等の建設や、地区住民の生活安定向上のための諸施策、教育・啓発に関する事業等、積極的な同和行政の展開が図られてきた。

一方、平成 6(1994)年の第 49 回国際連合総会において、「人権教育のための国連 10 年」を宣言する決議とその行動計画が採択されたのを受け、国においては、総合的な人権教育施策の推進を図るため、平成 7(1995)年に「人権教育のための国連 10 年推進本部」が設置され、平成 9(1997)年に「人権教育のための国連 10 年」に関する行動計画が策定された。また、地対協意見具申が人権擁護の充実を求めたのを受け、国は平成 8(1996)年に「人権擁護施策推進法」を制定し、人権教育・啓発の推進と人権侵害からの救済の 2 方策を国の責務とした。それを受けて、平成 12(2000)年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、人権教育・啓発の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにした。

四日市市においては、「すべての人々の基本的な人権が尊重され、人が人として尊ばれる明るく住みよい社会を築くため」、平成 4(1992)年に人権尊重都市の宣言を行った。また、「四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例」が平成9(1997)年に制定されたことに基づいて、平成 10(1998)年には「四日市市差別を無くすことを目指す審議会」が設置され、平成 14(2002)年 3 月には「人権教育のための国連 10 年四日市市行動計画」が、平成 15(2003)年 3 月には「四日市市人権教育・啓発基本方針」が、それぞれ策定されたところである。

本委員会においては、人権尊重都市宣言の目的である「人が人として尊ばれる明るく住みよい社会」の実現に向けて、同対審答申の精神を受け継ぎ、地対財特法失効後の四日市市における同和行政のあり方について答申するものである。四日市市においては、同和問題解決のための諸施策に関し、効率的な再構築を図りつつ、効果的な財政措置に努め、より一層の努力を払われたい。

2 同和問題の基本認識

同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法 によって保障された基本的人権にかかわる深刻かつ重要な課題である。

同対審答申は、「同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」、「同和行政は、基本的には国の責任において当然行なうべき行政であって、過渡的な特殊行政でもなければ、行政外の行政

でもない」、「その早急な解決こそ、国の責務であり、同時に国民的課題である」、「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」と指摘した。

また、地対協意見具申は、「基本的人権を保障された国民一人一人が、自分自身の課題として、同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある」、「国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である」と指摘した。

部落差別の解消は、基本的人権を保障するという日本国憲法の精神を実現するものにほかならず、また、同対審答申並びに地対協意見具申は、部落差別解消の実現に向けての方向を的確に示しており、今後も脈々と受け継がれるべき精神である。

部落差別が現存するかぎり、同和問題の解決に向けた取り組みを積極的に推進していく必要があり、四日市市においては、これまでも同対審答申や地対協意見具申の趣旨を踏まえ、同和問題の解決を市政の重要な課題と位置付けて、同和対策事業が推進されてきた。その結果、かつての生活環境の劣悪さが差別を再生産するような状況は基本的に解消され、同和問題は解決に向けて大きく前進した。また、同和問題解決に向けた教育・啓発活動は、市民の人権意識を高め、他の人権問題の取り組みにも大きな影響を与え、広がりを持たせる重要な役割を果たしてきた。しかし、地区に限定した施策を行う際に市民に対して啓発が不十分であったことから「ねたみ意識」などを生じさせた一方、事業目的に関する説明不足や自立支援の視点を欠いた事業展開等が一部に行政依存的な弊害を生み出すなど、部落差別の解消が目的であるという本来の視点を欠き、事業そのものが目的化して同和対策事業が進められた面もあった。そして、現在においても、差別落書きや結婚問題、或いは地区内の高い生活保護受給率や不安定就労などの課題が残されており、同和問題の総合的な解決にまで至っていないのが現状である。

四日市市においては、

- ・特別対策としての同和対策事業は厳しい差別の実態の早急な改善の必要性から導かれた過渡的措置であること
- ・特別対策の終了、すなわち一般施策への移行が同和問題の早期解決を目指す取り組 みの放棄を意味するものではないということ
- ・同和問題は国民的・市民的課題であり、今後とも同和行政は市政の重要な柱である
- ・差別の原因に迫る視点や姿勢をこれからも持ち続けることが大切であるということ
- ・同和問題解決のための取り組みがあらゆる人権問題の解決へつながること

を十分認識し、人権尊重都市宣言の目的である「人が人として尊ばれる明るく住みよい社会」の実現を目指して進めていく必要がある。

3 今後の同和問題解決のための基本目標

部落差別は、差別の結果として生じている格差の是正のみならず、地区住民の自立と自己実現及び豊かな人間関係の創造を図り、差別を生み出している原因である社会システムの変革を進めるとともに、周辺地区住民との交流やコミュニケーションを図る継続的な取り組みを通じて相互理解を促進し、住民相互が協力して人権文化を構築するまちづくりを進めていくための協働関係を創り出すことによって解消し得るものである。

同和問題の解決を目指す取り組みが、法切れという大きな転換点を迎えた現在、今後の同和問題解決のための施策の目標は、部落差別を無くし、周辺地区と一体となったコミュニティの形成を図り、全ての人の基本的人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を目指すことである。

よって、次の3点を今後の同和問題解決のための基本目標とする。

- ①市民の人権意識の高揚を図るための条件整備
- ②地区住民の自立と自己実現、豊かな人間関係の創造を図るための条件整備
- ③地区内施設を活用した住民交流を促進するための条件整備

4 「同和問題解決のための実態調査」、「人権問題に関する市民意識調査」、及び「児童・生徒生活実態調査」等からみた現状と課題

(1)「同和問題解決のための実態調査」からみた現状と課題

地区における生活実態や差別を生み出している原因等を調査、把握し、同和問題の早期解決に資することを目的として、平成14(2002)年に四日市市が実施した「同和問題解決のための実態調査」によって明らかになった現状と課題については、概ね次のとおりである。

なお、四日市市においては、今後とも本調査の結果を十分活用されることが望まれる。

① 地区における 60 歳以上人口は 28.3%であり、7年前の前回調査時よりも 8.5 ポイント増加し、全市を上回るスピードで高齢化が進行している。その主な原因としては、結婚等を機とする若年層の地区外への流出があげられる。

世帯構成に関しては、世帯員の縮小傾向が見られ、単身世帯や2人世帯では、高齢化現象が顕著である。また、都市型の地区における市営住宅の整備は、単身世帯やひとり親と子の世帯を高い比率で現出させた一方、若年層の結婚による地区外への流出をとどまらせている。

② 地区には、住環境整備事業の実施や住宅新築資金制度の利用による、1970年~1980年代に建築された住宅が多く、ある程度老朽化が進行している。また、住宅や周辺環

境はある程度整備されたものの、生活水準の向上や高齢化の進行によって、今後要求 の多様化が予想される。

- ③ パソコン普及率は、全国と比べ大きな格差が見られる。パソコン所有世帯の約6割がインターネットを利用しているものの、高度情報化社会においては、情報手段を使いこなせる人とそうでない人との間に格差が生じ、それが就労問題等においても格差を生み出す恐れがある。したがって、誰もが情報通信の利便を享受できるような取り組みが必要である。
- ④ 低所得階層の構成比は全国よりも高く、高所得階層の構成比は全国よりも低い。総 じて年間世帯総収入は低位と言える。

また、生活保護受給率は、全市同様、7年前の前回調査時よりも増加しており、依然全市との間には大きな格差が見られる。これは、長引く不況のほか、若年層の地区外への転出を背景とした高齢化と、従来から言われているように、地区には無年金者が多いことに起因している。

- ⑤ 介護が必要な人のうち、半数以上が様々なバリアによってほとんど外出をしていないことから、地域での孤立や情報不足を防ぐためにも、ともに地域で生活ができる支援づくりが必要である。また、介護が必要であるにもかかわらず、介護保険制度を利用していない人もおり、そのような人に対する相談や指導等、きめ細やかな対応が求められる。
- ⑥ 公的年金未加入率は、年間就労収入が低いほど高く、未加入理由としては、経済的 理由や年金制度に対する否定的見解が高い割合となっていることからも、今後未加入 者を増やさないような公的年金制度に関する啓発や安定した就労の保障が重要である。
- ⑦ 同和対策の奨学資金制度の利用によって、経済的な理由のため進学を断念せざるを 得ないという状況はほぼ解消され、また、子ども自身にとっても、高校や大学等へ進 学することにより選択肢が広がり、将来の進路に希望を持てるようになったことから も、一般施策での奨学資金制度に関する情報提供などを丁寧に行い、その活用を図る 取り組みが大切である。
- ⑧ 市民会館・教育集会所を拠点とした周辺地区との積極的な交流については半数が望んでいるものの、いろいろな条件を整えてからの交流を望む世帯も34.5%あり、また、被差別体験のある世帯の方がその傾向が強い。つまり、交流を単なる接触に終わらせないような、「協働」としての取り組みを、市民会館・教育集会所を核として展開していく必要がある。

また、人権に関する活動でしてみたい内容としては、およそ3割が「人権侵害を受けた人の相談相手」を選択しており、これは、ピア・カウンセリング(同じ立場にある仲間同士によって行われるカウンセリング)の発想による、個人的な関係の相談の大切さを示すものであり、同時に同じ目線に立った信頼される市民会館・教育集会所を期待していることを示唆している。

⑨ 完全失業率に関しては、男性は全市を若干上回る程度であるが、女性は全市の3倍強となっており、また、男女とも30~40歳代において全市を大きく上回っていることからも、就労に結びつける総合的な取り組みを講じる必要がある。

また、男性の年間就労収入に関しては、半数が 400 万円未満であり、所得の低位性 は解消されたとは言い難い。これは、不況によるもののほか、若年層の地区外への流 出による高齢者層を中心とした不安定な就労状態の多さに起因している。

職業に関しては、ブルーカラー層が多く、ホワイトカラー層が少ないといったかつての傾向は薄れつつあり、これは、若年層において販売従事者やサービス職業従事者として就業する者が増えたことに起因している。また、勤め先の産業に関して、建設業が7年前の前回調査時より大きく減少しているのは、若年層において、建設業よりも卸売業・小売業、飲食業への就職が増えたためである。これらは、雇用形態にも影響を及ぼしているフリーター等の増加といった社会情勢を如実に反映したものである。

⑩ 前回調査以降の7年間に結婚した27世帯のうち24世帯が「どちらかが『同和地区』の生まれ」であるといったように、通婚率は、12年前の前々回調査時の53.1%から66.8%に増加しているものの、いずれの時期に結婚した夫婦であっても20%前後は反対にあっており、依然として結婚に関しては厳しい差別の現実が存在している。

反対時に誰かに相談した夫婦は36.4%で、そのほとんどが友人や親族などの身近な人に相談していることからも、差別意識の解消はもとより、結婚差別等における相談機能等の充実が必要である。

① 本調査における約7割が、被差別体験時に、相手に対して指摘したり何とか伝えたりしたいと考えており、「人権問題に関する市民意識調査」においても、市民の中に部落差別を何とか解決していきたいという能動的な意識が認識されている。このような現状を踏まえて、周辺地区住民との「協働」によるまちづくりなどに取り組むとともに、同和問題に関するより効果的な教育・啓発や市民の人権意識の高揚を図るための取り組みが重要である。

(2)「人権問題に関する市民意識調査」からみた現状と課題

同和問題については解決に向けて着実に歩み続けているが、なお、教育・啓発をはじめとした生活全般にわたる課題が残っている。

特に、結婚や就職における差別意識が根強く、また、差別落書きなどの事象も減少しておらず、差別意識の解消が十分進んでいるとはいえない現状にある。

平成 11(1999)年度に行った「人権問題に関する市民意識調査」によって明らかになった教育、啓発への現状と課題の概要は大別すると次のとおりである。

① 本調査でも「同和問題についてはじめて知った時期、方法」を尋ねたが、その回答

の中で10年前の市民アンケートの回答と比較すると、「近所の人等から聞いた」ことが大幅に減少し、「学校の授業で習った」が大幅に増加している。このことは同和問題を正しく理解し、認識していくことにつながっているところである。

しかしながら、結婚を考える一番多い世代である 20 歳代になると「啓発活動はむ しろやらない方がよい」とする意見が 30~40 歳代よりも高い数値を示している。すな わち、同和教育を受けてきた世代が忌避する傾向は、厳しく受け止める必要がある。 少なくとも、義務教育終了後から青年期にいたるまでの間の時期において、公的なと ころでの学習等に接する機会が少ないことも考えられる。

したがって、今後は高等学校、大学あるいは企業において、さらなる教育・啓発活動が必要であり、そのための指導者の育成と、青年達が受け入れやすいカリキュラムによる、継続的な社会教育活動の取り組みが求められている。こうした教育・啓発活動がやがて結実し、結婚時においても差別と立ち向かうことのできる意識が醸成されるものと考えられる。

- ② 同和問題の解決には教育・啓発が重要な役割を果たすことは周知のとおりであり、 市内全域において、様々な形で地域の特性に応じた学習活動が展開されてきていると ころである。全市的には、人権を考える月間等での講演会、各地区人権協等での講演 会や地区懇談会、PTAや子ども会育成者会等社会教育関係団体での研修会や職場で の学習会等が行われ、様々なデータの結果からみても、差別意識の解消に大きな役割 を果たしてきたところである。そうした学習会への参加は、「研修参加」の回数が多く なればなるほど、「同和問題は関係ない」とする志向が減少していることからも、今後、 研修等への量的参加、とりわけ、自発的参加者の参加率を高めるための方策等につい て、より一層取り組むべき課題でもある。
- ③ 「広報紙の人権記事」はかなりの割合で読まれている。「年齢」が高くなるほど、また、「地域活動に熱心な人」ほど読んでいる。こうした地道な活動が大地に水が浸透するように各人の意識の醸成につながり、差別の解消の原動力ともなる人を育てていくことで極めて大切なことであり、メディアとしての機能を十分に生かした密度の高い内容の記事の作成と、新鮮で工夫をこらした啓発方法で推進していくことが求められている。
- ④ 「同和問題解決のための実態調査」での調査結果にもあるように、被差別体験は減少傾向にあるものの、「職場での体験」は逆に増加傾向を示している厳しい現実がある。今後、企業内研修の広がりと、内容の充実、指導者の育成を促進し、地区出身者が一人も差別されることのない職場環境を醸成するとともに、地域にあっても、人権尊重都市宣言の趣旨に沿ったまちづくりを進めることができる市民の育成を行政とともに進めていくことが必要である。

(3)「児童・生徒生活実態調査」からみた現状と課題

地区における小・中学生の低学力傾向の問題を児童・生徒の生活実態及び生活背景からさぐり、その解決方策を考えるという目的で、平成14(2002)年度に実施した「児童・生徒生活実態調査」により明らかになった現状と課題の概要は、次のとおりである。

「家庭学習の習慣」「基本的生活習慣」「家庭での過ごし方」「自分専用の持ち物」「こづかいの額とその使いみち」「読書内容」「将来の進学・職業希望」の項目について、地区内外にかかわらず、学習理解度が低いほど多くの課題がみられた。特に、地区低学力傾向の児童・生徒は、その差異がより顕著になっている。

- ① 家庭での学習時間と学習理解度に大きな関連があり、学力を伸ばす上で、家庭学習の習慣を確立することが大きな課題となる。宿題等を通じて家庭学習の習慣をつけるために、保護者に働きかけ、学習習慣を生み出すための指導(学習環境・時間配分など)を行う必要がある。また、学校では低学力傾向児童・生徒に視点をおいた授業の充実、適切な支援を行い、子どものやる気を育てていくことが、家庭学習の習慣化にもつながるであろう。
- ② 基本的生活習慣が身についている児童・生徒ほど学習理解度が高くなっている傾向にある。このことは、「三重県学力・生活状況調査報告書」(1994年2月調査実施)にも書かれているように、「基本的な生活習慣を身につけることで、自律性を獲得することにより、学習理解が高まる」と考えられる。子どもたちの基本的な生活習慣を身につけさせる上で、保護者の生活リズムやそれについての考え方が大きく影響するため、児童・生徒および保護者の生活リズムを把握し、基本的な生活リズムを確立し、維持する方法を保護者とともに考えていくことが大切である。
- ③ 家庭での生活のようす(時間の使い方、金銭感覚、持ち物等)についての調査結果からは、学校から帰った後の「テレビ・ビデオ視聴」「テレビゲーム」「勉強」「読書」に費やす時間、「テレビゲームの本」「小説・物語」などの読書内容、「テレビ」や「テレビゲーム」「勉強机」などの自分専用の所有物、「お菓子・ジュース」「参考書」「文房具」「貯金」などこづかいの使いみちで、学習理解度との関連がみられた。これにはさまざまな原因が考えられ、一概には言えないが、家庭での子育ての価値観(保護者の考え)も学力に関係していると考えられる。
- ④ 進路希望・将来の職業希望についての考え方では、低学力傾向の児童・生徒は「まだ決めてない」という回答の割合が高い。また、地区生徒は、大学や高校へ進学しない理由として「勉強したくないから」と回答した割合が高いこと、そして、将来の職業希望に「わからない」という回答が多いことは、留意すべきである。将来の希望を持つことは、それを達成するために今の自分に何が必要なのかを考えるよい機会になり、それが学習の動機づけになっていく。このことは、学校はもちろんのこと家庭で

も、親の職業体験や希望などを子どもに語る中でなされるものであろう。家庭と学校 が連携しながら、子どもの自己実現に向けての進路指導が大切なのではないだろうか。 学力をつけることはもちろん、将来への希望が持てる学習や話を進めていくことも考 えていかなければならない。

以上のことから考えると、特に「子どもたちの自主性や自立心を培うことが学力を伸ばしていく上で重要」という視点から保護者や教師が子どもにどう関わっていくのかの検討が必要である。と同時に、今回の生活実態調査で、低学力克服に向けて、子どもの生活を見直し、家庭の教育環境を整えていくために、地域、家庭、学校、市民会館・教育集会所が連携して地域の教育力を高めていくことも大切である。

以上が3つの調査からみた現状と課題であるが、その他にも次のような現状と課題がある。

- ① 学校選択制の検討が行われているが、この制度の導入により、現在進めている地域を中心とした差別解消の取り組みへの影響が懸念される。
- ② 市民会館・教育集会所の使用料については、原則無料となっているが、地区市民センターの使用料が見直されることから、それらとの整合性を図る必要がある。
- ③ 地区内の市営住宅については、平成14(2002)年3月末の法切れによって特定目的公営住宅が一般公営住宅に移行したが、一般公募による入居が原則となることから、様々な人の流入が予想され、自治会活動をはじめ地域コミュニティへの影響が懸念される。

5 同和問題解決のための施策の推進方向

(1)基本的な施策の方向

四日市市においては、同対審答申を踏まえた3つの特別措置法のもと、同和対策事業 を積極的に展開してきた結果、地区住民が総じて低位であるといった生活実態や地区の 生活環境は大きく改善された。

しかし、前述の実態調査等の結果からも明らかなように、生活保護受給率や公的年金 未加入者などに関する福祉の問題、所得格差や不安定就労などに関する就業の問題、児 童・生徒の低学力傾向などに関する教育の問題等、なお課題は残されている。また、地 区住民の生活水準の向上や高齢化の進行に伴い、生活要求も多様化してきている。

さらに、IT 社会の到来など新たな社会情勢の変化が、新たな社会的、経済的な格差を 生むことも懸念される。

一方、市民の同和問題に関する理解は相当進んできてはいるものの、結婚等における

市民の差別意識の解消は十分には進んでおらず、また、昨年も市内において、差別落書きが発生しているという状況がある。

地区の人口流動に関する特徴として、結婚等を機に地区外へ転出する若年層の多さが あげられるが、このことは地区内における高齢者や低所得者など自立支援を必要とする 人の構成比の高さを招いている。ただ、地区におけるこれらの課題は、社会が抱える様々 な課題と共通したものであり、それが地区にはより顕著に現れているという現実がある。

これらの現実を十分認識し、今後の同和問題解決のための施策は、地区に対する新たな差別意識を生み出させないためにも、これまでの同和行政の成果を踏まえ、様々な課題を有する人びとに対する人権尊重の視点に立った取り組みとして展開されるべきである。

つまり、今後の同和行政は、地区の実態に立脚し、そこから提起される諸問題を地区だけの問題として捉えるのではなく、広く社会に存在する市民の課題として捉え、同和問題の根本的な解決を目指し推進していくべきである。これによって、同和問題解決の取り組みが、普遍性を持ったものとして共感を広げていくことになり、ひいては様々な人権問題を解決していくことにつながるものである。

なお、今後の同和行政を一般施策として推進していくにあたっては、これまでの成果を損なうことなく、先進的な地方公共団体の取り組みを参考にしながら施策に工夫を加え、円滑な移行を図るとともに、課題解決に向けて迅速かつ的確で効果的な施策の樹立が求められる。

また、一般施策での同和行政を推進するにあたっては、地区においてその施策が有効であるかどうかを検証していくことが重要である。

①市民の人権意識の高揚を図るための取り組み

これまでの同和教育・啓発活動の努力により、知識としての同和問題に対する市民の理解は進んだものの、落書き等による差別事象も続いている。また、近年では、インターネットを利用した、新たな地名総鑑にもつながる差別事象も表出してきており、同和問題に対する無理解・無関心や偏見とあいまって、部落差別を助長・容認する社会的な風潮や仕組みが依然として残っている現状がある。

それゆえに、同和問題の解決は今になお残る重大な課題であるとの認識のもとに、 部落差別の不合理性を全市民に徹底して教育・啓発していくことが大切である。

同時に、人権尊重を人間のあらゆる営みの基本とする文化、いわゆる人権文化を社会全体の風土として築いていく必要がある。そのことは、市民一人ひとりが人権を大切にするという意識を高め、それを日常生活の中での行動規範とすることで、他人の人権問題を自らの人権問題として捉えていくことであり、様々な差別を無くし自己実現ができる豊かな社会を築くことにある。そうした認識のもとに今後の人権教育・啓

発活動を展開していくことが求められている。

今後の学校人権教育の推進にあたっては、これまでの同和教育の理念を据えた新たな人権教育の展開を図る必要がある。特に人権教育の推進役のリーダー育成を図るとともに、世界の人権教育の手法や教材を取り入れながら、就学前の子ども及び児童生徒一人ひとりの自尊感情を高め、自己実現を育む人権教育の展開を図っていくために必要な条件の整備が求められる。

前述の「市民意識調査」の結果を見てみると、同和教育を受けてきた 20 代の世代が同和問題を忌避する傾向が見られることから、高校、大学等での人権教育を図るための連携を深めるとともに、公的な社会教育の場において、義務教育終了後の青少年に対し、魅力ある人権学習講座等の開設を推進する必要がある。

さらに、市民があらゆるライフステージにおいて、自発的に同和問題・人権問題について学習ができるよう、人権尊重の視点に立った生涯学習を進めていく必要がある。 それとともに、知識学習型の学習から、知識や態度が行動に結びつくような実践的な学習へと転換を図るため、地域、職場等で活用できる参加体験型の人権教育プログラムや教材の開発をしていくことも重要である。

また、同和問題解決に向け、根強い差別意識や忌避意識を解消するため、地域住民の交流をキーワードとした学習手法の開発や教材作りを進めていく必要があり、そのための民間を含めた検討機関も考えていく必要がある。

次に、「同和問題解決のための実態調査」の結果からは、「職場での被差別体験」は増加傾向を示しているところから、企業には、公正な採用による就職の機会均等と職場での人権問題についての正しい理解と認識が一層求められており、今後とも四日市人権啓発企業連絡会を中心に研修等が積極的に推進されるよう支援・連携することが重要である。併せて、採用時における個人情報の取り扱いについても厳重な管理を行うよう企業に求めていく必要がある。

社会同和教育の面においては、市内22地区に人権・同和教育推進協議会が組織されており、市民啓発の推進に大きな役割を果たしてきている。市においては、今後とも各地区人権・同和教育推進協議会や四日市人権・同和教育研究会(四同研)等と緊密な連携を図りながら、新たな発想と創意による教育・啓発活動が望まれる。

また、市内には、人権擁護委員や民生委員・児童委員など社会的に重要な役割を担っている地域リーダーや、市民団体、NPO等豊富な人材と組織があり、公的機関とのネットワーク化や一層の連携を図るなどして、差別意識の解消に向けた啓発活動が求められる。

人権行政の推進については、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者 (※) が人権問題の解決を自らの課題として認識し、より積極的な対応が取れるよう、人権に関する研修を進める必要がある。

また、市民の人権意識の深化を計るため、市民を対象とした意識調査を定期的に行

うなどして、啓発活動の充実に努めていくことが必要である。

なお、市では、様々な人権問題に関する相談は実施しているものの、人権問題は複雑な要因が絡み合っていることが少なくない。そこで、庁内の人権相談システムの整備に努めるとともに相談員の育成を図っていくことも重要である。

- (※) 国連 10 年国内行動計画において、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者として、教員・ 社会教育関係職員、消防職員、検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、 医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、警察職員、自衛官、公務員、マ スメディア関係者の13の業種に従事している者としている。
- (ア)リーダー育成をはじめとする、同和教育の理念を据えた新たな学校人権教育の推進
- (イ)高校、大学等での人権教育の充実
- (ウ)青少年に対する魅力ある人権学習講座等の開設
- (エ)人権教育プログラム・教材の開発
- (オ)四日市人権啓発企業連絡会との連携と研修等への支援
- (カ)人権・同和教育推進協議会、四日市人権・同和教育研究会等との連携
- (キ)人権擁護委員、民生委員・児童委員、市民団体、NPO等とのネットワーク化や連携
- (ク)人権に関わりの深い特定の職業に従事する者への人権研修の推進
- (ケ)定期的な市民意識調査の実施と啓発活動の充実
- (コ)庁内の人権相談システムの整備と相談員の育成

②地区住民の自立と自己実現、豊かな人間関係の創造を図るための取り組み

教育については、部落差別を受けている地区住民はもとより、地域の様々な課題を 有する子どもや保護者等に対する人権尊重の視点に立った取り組みを通して、それら の人々の自立と自己実現及び豊かな人間関係の創造を図っていく必要がある。

児童・生徒生活実態調査等から、低学力傾向にある児童・生徒と基本的生活習慣及び家庭における学習習慣の不定着との関係が明らかになっている。このことから、まず、学校における授業づくりや進路指導等の充実、保護者等への子どもの育ちや学びに関する学習機会の提供、個別的な支援などの取り組みとそのための条件整備が求められる。さらに乳幼児期は、人が生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて大切な時期であることから、子どもたちの人権を認め、一人ひとりの人権が尊重される人権の視点に立った保育の充実とともに、家庭環境に配慮した子育て支援や、地域における保育園、幼稚園、家庭、学校等の連携の強化・充実が必要である。

また、課題を有する子どものエンパワーメントを促進する取り組みが重要であり、 すべての子どもが様々な課題を自らの課題と重ね合わせ、生き方や生きる力に結びつ く人権教育の充実を図る必要がある。さらに、子どもが自立と自己実現を図るため、 経済的な理由で進学を断念することがないよう、高等学校等への奨学資金制度等の一層の充実が望まれる。

一方、地域における子どもの育成支援や子どもを中心とした教育活動をより充実させるため、地域の教育力を活用した教育ネットワークづくりを進めるとともに、教育相談体制の充実を図るため、学校、相談機関、社会教育機関、人権擁護機関等が一層の連携に努め、人権に関する相談及び支援体制を再構築する必要がある。

[教育]

- (ア)低学力傾向の児童・生徒の課題解決に向けた授業づくり・進路指導の充実、保護者等への子どもの育ちや学びに関する学習機会の提供や個別的な支援の取り組みの充実
- (イ)乳幼児期における人権の視点に立った保育の充実、家庭への子育て支援、地域・家庭等 との連携
- (f)課題を有する子どものエンパワーメントを促進する取り組みと、すべての子どもに対する生き方や生きる力に結びつく人権教育の充実
- (エ)地域の教育力を活用した教育ネットワークづくりの推進
- (オ)学校、相談機関、社会教育機関等の一層の連携と人権に関する相談・支援体制の再構築
- (カ)自立と自己実現のための高等学校等への奨学資金制度等の充実

社会福祉について、少子高齢化など社会情勢の大きな変化により、国における福祉サービス提供の考え方は、これまでの行政が決め「措置」するものから、利用者自らが生活を組み立て、事業者を選び、「契約」するものへと移行した。そして、今後の社会福祉が目指す方向を、障害の有無や年齢に関係なく、すべての人が、人としての尊厳と人権が尊重され、その有する能力に応じて自立した日常生活が送れ、心身ともに健やかに安心して暮らしていける社会を実現することとした。

今日、福祉課題を抱える人は特定の人だけではなく、高齢者の介護、子育て支援、障害者の自立と社会参加など、誰もが身近に抱える課題になってきた。このように多くの人々が抱える多様な福祉課題を解決していくためには、行政が行う公的な福祉サービスや事業者の提供するサービスとともに、地域福祉の推進、すなわち、地域住民相互の見守りや助け合いなど、地域住民自らの福祉活動が求められている。そして、行政、福祉サービスを担う事業者、地域住民それぞれが各々の役割を分担し、お互いに協力し合うことで、課題を持った人々も住み慣れた地域社会の中で自立して生活することが可能になると考えられる。

そのような中、行政に求められていることは、福祉サービスが必要であるにもかかわらず利用していない人を誘導するための一層の情報提供や啓発である。そして、それらの人々を発見するために、自治会、民生委員・児童委員などの地域住民や事業者など地域の関係者との情報交換に努め、協力し合う仕組みづくりを進める必要がある。

また、福祉課題を有する人々からの相談業務の充実を図るとともに、地域活動を担 う地域住民への啓発、事業者が行う職員研修への支援、調整や相談を受ける行政職員 の資質向上に向けた取り組みなど、人材の育成に努力する必要がある。

地区住民の身近な相談窓口である市民会館・教育集会所における相談業務においては、福祉の分野にとどまることなく、教育や就労など様々な分野にわたる総合的な相談活動が求められている。関係機関との連携が重要であることはいうまでもないが、相談課題だけにとらわれることなく相談者一人ひとりの生活をトータルに捉える視点が重要であり、担当者の一層の資質向上を図るなど、住民が安心して相談できるよう努めることが大切である。

生活保護受給率に関しては、依然、全市平均との間に大きな格差があるが、経済的自立という側面からの支援に合わせて、特に大半を占める高齢者世帯に対しては、生きがいや健康といった人間の尊厳と人権尊重の観点から支援を行うことが重要である。また、生活保護を受給している高齢者には、無年金や年金受給額が少ないケースが多いことからも、年金未加入者の逓減等のために、年金制度についての啓発や就労支援、個々のニーズに応じた相談などの取り組みに、関係機関と連携を図りながら一層努める必要がある。

保健分野においては、急速な高齢化の進展に対応できるよう、地域住民の健康の保持・増進及び健康寿命の延長を目的とし、健康意識の高揚を図る啓発事業や生活習慣病をはじめとする疾病の早期発見のための基本診査・各種検診を実施する必要がある。少子化への対応としては、心身とも健全な子育てを支援するため、乳幼児の健康診査などの充実を図る必要がある。また、育児不安の解消や虐待防止など多様なニーズに対応するためには、保健分野だけではなく、児童福祉との連携を密にした支援に努める必要がある。

〔社会福祉など〕

- (ア)公的福祉サービスの提供
- (イ)行政、事業者、地域住民の役割分担と相互協力による地域福祉の推進
- (ウ)必要な福祉サービスを利用していない人を誘導するための一層の情報提供、啓発の推進
- (エ)必要な福祉サービスを利用していない人を発見するための仕組みづくりの推進
- (オ)相談業務の充実と、地域活動を担う地域住民への啓発、事業者が行う職員研修への支援、 職員の資質向上に向けた取り組みなどの人材の育成
- (か)市民会館・教育集会所における関係機関との連携と総合的な相談活動の推進
- (キ)生活保護受給の高齢者世帯に対する健康・生きがい面での支援の推進
- (ク)年金未加入者逓減のための啓発、相談業務の実施、就労支援
- (ケ)健康意識の高揚を図る啓発事業の実施
- (コ)疾病の早期発見のための基本診査、各種検診の実施
- (サ)乳幼児の健康診査などの充実
- (シ)保健と児童福祉の連携による子育て支援

就労については、国は、国家として経済対策、景気対策を実施し、国民の安定した生活の場の確保に努めるとともに、直接的な失業対策として、公共職業安定所の業務を遂行している。また、県は能力開発や国と市との調整等を行うことでその役割を果たし、市は既存企業の新規設備投資の誘発や新規の企業立地の促進、さらに中小企業の新事業展開への支援など、主に地域産業の振興を図ることで、住民の雇用の場の確保に努め、その役割を果たしている。

こうした中で、雇用対策法の改正により、地方自治体には国の施策と相まって雇用施策を講ずることが求められている。市としても、就職困難層の実態の把握に向けて検討を深めるとともに、県が作成する地域雇用開発の促進に関する計画に就職困難層に対する施策が反映されるよう働きかける必要がある。

また、雇用に関する現状は、各行政機関が各々の役割を果たしても、現実には部落 差別を受けていること等により就職が困難で、さまざまな課題を有する住民が存在し ている。こうした住民の就労を促進するため、その声を聞き、各行政機関が各々の役 割を発揮しながらも、互いに連携し機能を補い合いながら、住民自身の努力を支援す ることでより一層就労の促進を図っていくことも必要となっている。

市としては、先に述べたとおり地域産業の振興を図り、安定した雇用の場の確保に 努めるとともに、一方では国・県の関係機関が行う事業と連携する意味で、重複する ことなく、国・県の施策の不十分な面を補うために独自の就労対策に効果的・効率的 に取り組むことが必要である。

また、公正な採用選考や雇用の安定を図っていくため、引き続き企業に対する人権 啓発や公正な採用選考の推進に積極的に取り組んでいくことも重要である。

さらに、就職が困難な住民の就職活動がより円滑に進むよう、公共職業安定所等の 関係機関や地域住民と今後の就労支援の進め方について検討する場を設けるなど、関係者の連携をより強化するとともに、住民自身の就労意欲が喚起されるような対応が 望まれる。

〔就労〕

- (ア)地域産業の振興と雇用の場の確保
- (4)就職困難層の実態把握に向けての検討と県への働きかけ
- (ウ)国・県の行政機関との連携による効果的・効率的な就労対策事業の推進
- (エ)公正な採用選考や雇用安定のための、企業に対する人権啓発の推進
- (オ)就労支援の進め方について検討する場の設定

地区の市営住宅については、住宅困窮者への健康で文化的な生活を営むことができる住宅を供給するとともに劣悪であった地区の環境改善を果たした意味において、同

和問題解決のための一助であったことは言うまでもない。

一方、定住のコミュニティを期待する地区において、定住を想定していない市営住宅をまちづくりの手だてとすることは、将来において地区外転出の可能性もありうるという矛盾を抱えていた。さらに、平成8(1996)年の公営住宅法の改正に伴う応能応益家賃の導入により、高収入の世帯の転出が促進されたことが、地区外転出を現実のものとしている。

また、特別措置法の失効により、地区の市営住宅が特定目的住宅から一般公営住宅に移行し、入居者募集については、一般公募が原則とされたことから、今後、多種多様な価値観を持った人々の市営住宅への転入が予想される。

そのため、こうした課題や同和問題解決の中心的事業として進められてきた経過、 社会的意味を踏まえ、地区の市営住宅については、これまでの地区での取り組みやコ ミュニティを十分考慮しつつ、一般公募により懸念される差別事象に対する防止、活 性化に留意した入居のあり方について、地元と協議することが求められる。

また、ずっと住み続けたい魅力あるまちづくりを進めるためには、多種多様な住宅施策を検討する必要があるが、地区の市営住宅についても、住民主体による総合的な人権のまちづくりに取り組む中で、「公営住宅ストック総合活用計画」を踏まえ、バリアフリー化や建替えなど今後の活用方法を住民参加・協働で検討する場を設けることが極めて重要である。

[住宅]

(ア)住民主体の総合的な人権のまちづくりの中での、今後の市営住宅のあり方についての検討 の場の設置

③地区内施設を活用した住民交流を促進するための取り組み

市民会館・教育集会所などの地区内施設は、同和問題の速やかな解決に資することを目的として設置・運営されており、今後も「コミュニティづくり」を推進するための拠点として、地域住民に幅広く利用されていくことが望まれる。

市民会館・教育集会所については、地区住民の福祉向上や人権啓発・住民交流の拠点施設として、生活上の各種相談事業や文化・教養に関する事業をはじめ、人権啓発事業、周辺地区住民との交流事業などが進められてきている。今後とも、同和問題をはじめとする人権問題の学習・啓発や人権情報の発信、関係機関と連携した地区住民の自立支援に向けた生活上の相談、地域福祉の推進を図るとともに、住民交流を通した人権のまちづくりの拠点となる、地域に密着したコミュニティセンターとして、より一層重要な役割を果たすことが期待されている。

そのためには、市民会館・教育集会所が日常的に地域社会全体に広く利用され、開

かれた施設となる必要があることからも、より一層周辺地区住民との交流を行い、地域社会における相互理解を促進していくことが強く求められている。

また、交流事業の実施にあたっては、事業の趣旨について周辺地区住民へ徹底した 説明と啓発を行うことは当然のことながら、交流を単なる接触に終わらせないように するための共通目標・課題に取り組むことが重要である。

周辺地区住民との交流やコミュニケーションを図る継続的な取り組みを通じて相互理解を促進するためには、例えば、地区内外が一体となった見守り・助け合いといった地域福祉活動や、学校・家庭・地域が協働し地域をあげて子どもの健やかな成長発達を促す教育活動などといった、人権のまちづくりを展開することによって、様々な生活課題を共に解決していくということが大切である。このように地域コミュニティの形成を図り、住民相互が協力して豊かな人間関係を創造することは、差別意識の解消にも大きな効果がもたらされるものと思われる。

一方、実態調査の結果においては、周辺地区との積極的な交流について、半数を超える世帯が望んでいるものの、「いろいろな条件を整えてから」の交流を望む世帯もおよそ3分の1ある。「いろいろな条件」の中身については、実態調査報告書からは明確に読み取ることはできないが、地区住民が抱える不安の多くは、交流することにより差別を受ける可能性が高くなるということであることは想像に難くないところである。

今後、市民会館・教育集会所が地域の拠点となって交流事業を進めるにあたっては、 地区住民の意見、意向を十分反映しながら、地域社会における相互理解を促進してい くとともに、差別に対する不安については、個人によって違いがあることから、きめ 細かな相談体制の整備が併せて必要である。

市民会館・教育集会所に併設されている児童集会所については、子どもたちが差別に対する正しい認識と差別に負けない力をつけることを目的として、学習会や進路指導、仲間づくり、交流事業等の活動を進めている。今後は、職員の配置も含め、学校・家庭と連携して個々の課題に対応しながら、学びや仲間づくりを中心とした活動拠点として位置付けていく必要がある。

なお、市民会館・教育集会所における事業を推進するにあたっては、同じく地域活動拠点である地区市民センターとの役割を明確にし、使用料についても検討する必要がある。

最後に、住民交流の促進をはじめとして、同和行政の第一線機関としての市民会館・教育集会所の役割は大きく、機能強化を図る観点から、民間への委託等運営形態の検討も含めて、効果的な人員配置・予算の執行に努めるとともに、平成15(2003)年9月12日、四日市市隣保館運営審議会が答申した「今後の隣保館のあり方について」の提言内容を尊重し、地区の実態や財政状況に応じて、計画的に実現に向けて努力していくことが望まれる。

- (7)人権教育・啓発、地区住民の自立支援、人権のまちづくりの拠点施設としての位置付け
- (イ)周辺地区住民との交流による地域社会における相互理解の促進
- (ウ)周辺地区住民への交流事業の趣旨の説明と啓発の推進
- (エ)地区住民の意見・意向を十分反映した、共通目標・課題に取り組めるような交流事業の推進
- (オ)きめ細やかな相談体制の整備
- (加)児童集会所の職員配置の検討と、児童集会所を子どもたちの学びや仲間づくりを中心とした活動拠点としての位置付け
- (キ)地区市民センターとの役割分担の明確化と使用料等の検討
- (ク)効果的な人員配置・予算執行による機能強化
- (ケ)地区の実態や財政状況に応じた、隣保館運営審議会答申の計画的な実現

(2) 人権行政の推進体制

①人権行政の推進体制

四日市市において、同和行政の推進は、同和対策事業と同和教育の両面から進められてきたが、人権に関する課題の広がりと深まりの中で、平成 5(1993)年 8 月の本委員会答申に基づき、平成 8 (1996)年度に人権啓発センターが設置された。そして、法切れ後の平成 14(2002)年度からは現在の体制である保健福祉部同和課、教育委員会人権・同和教育課、総務部人権センターを中心に、同和行政をはじめとする人権行政が推進されているところである。

しかしながら、3つの課にまたがる人権行政の取り組みは、複数の視点から人権 行政を推進することができる反面、市民からみて役割分担がわかりにくいという指 摘もある。

同和行政に関する特別措置法が失効した今も、残念ながら部落差別は完全には解消されていない現状から、今後とも同和行政を市政の重要な柱として改革・創設も 念頭に入れた一般施策で推進していくとともに、同和問題解決のための施策を人権 行政の一環として明確に位置付けて推進していく必要がある。

そのためには、同和問題解決をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、総合調整機能をさらに発揮させる必要があり、これまでの取り組みによって培われた成果を積極的に活用し、今後さらに同和行政をはじめとする人権行政の推進体制を強化するため、人権行政を統括する組織機構の新たな部の設置も視野に入れ、行政機構を再構築すべきである。

また、四日市市において、一般施策として同和行政をより全庁的に推進していく ために平成14(2002)年度から各部局に設置した「同和行政推進監」は、他都市に例 を見ない先進的な取り組みであり、今後とも人権行政の重要な柱として同和行政を 積極的に展開していくための大きな役割が期待されるところである。

なお、人権行政の推進体制の強化と併せて、多様で複雑な新たな人権課題に対応 し、施策を効率的に推進していくためには、行政の取り組みに加えてNPO等民間 諸団体を含めた市民の自主的な活動が不可欠であり、官民の担うべき役割分担を明 確にし、民間諸団体や市民との協働・連携を図る必要がある。

②四日市市同和対策委員会のあり方

四日市市同和対策委員会は、「同和対策事業について適切な方策をたて、事業の達成を期すること」を目的とした市長の諮問機関として、昭和39(1964)年に「四日市市部落対策委員会」から発展改組し、これまでの四日市市における同和対策事業、同和行政の推進に関して審議を行い、答申や提言を行うなど、同和問題解決のための重要な役割を担ってきた。

四日市市においては、同和問題にはなお解決すべき課題が残されており、同和行政は今後も積極的に推進していく必要があることから、これまでの市長の諮問機関としての役割に加え、広く同和問題解決のための重要事項について審議を行う機関へと脱皮、改組すべきであると考える。

また、これまでの同和対策委員会は、課題が多分野にわたるあまり、各分野の専門家によって構成される委員の数が多くなり、効果的な審議に欠けるとの指摘があるほか、学識経験者の位置付けが不明確であるなどの課題もあることから、委員構成についても十分検討する必要がある。

6 おわりに

国際人権規約や人種差別撤廃条約をはじめとする人権に関する国際的諸条約があいついで採択されたのは、20世紀の2つの世界大戦の反省のもとに、21世紀を人権文化のあふれる「人権の世紀」にしようとする人類共通の願いからであり、世界的な潮流の現れである。

我が国においても、それらの条約の批准は、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて努力することが国際的な責務であることを示し、条約に基づき、人権に関する法的整備や人権意識の普及・啓発に関する施策が進められてきたことは、同和問題解決の取り組みにとって大きな力となっている。

本市の人権尊重都市宣言の目的である「人が人として尊ばれる明るく住みよい社会」の 実現は、いかなる差別もなく、すべての市民の基本的な人権が尊重され、誰もが自己の能力を最大限に発揮できる社会を目指すことにほかならない。 言い換えれば、本答申で前述したことを実現するためには、これまでの同和対策事業を 中心としたまちづくりから、豊かな人間関係の創造の視点に立ったまちづくりへと大きく 転換することが最も重要なことである。

ここで言うまちづくりは、街路や公園、建物といったハード面にとどまらず、社会、経済、文化、環境等、生活の根幹を成すあらゆる要素を含めた暮らしそのものの創造であり、生活圏をともにする様々な人々をその地域社会の重要な構成員として受け止め、人間の尊厳に立脚し、お互いに支え合っていこうという「ソーシャル・インクルージョン」という概念による新たなコミュニティの創造、つまり、交流や連帯、支え合いといった、「人権のまちづくり」としての取り組みである。

今後、市民の人権意識の高揚を図り、様々な課題を抱えた人々の自立と自己実現を支援するとともに、豊かな人間関係を創造するという認識に立ち、本答申の内容に沿って、一般施策の活用・改革・創設という視点で同和行政の推進を図ることと併せて、地区内外の人々の交流を通じた住民主導・住民参加による「人権のまちづくり」を推進することが、ひいては同和問題の早期解決につながるものと考える。

なお、今後の同和行政施策の展開にあたっては、本答申を尊重して、各分野がもっているプランに反映するなど、施策の具現化、実現化を図る必要がある。そして、改組される同和対策委員会で評価し、その結果を踏まえてさらに工夫を加えるなど、効率的、効果的な実施に努め、同和問題の根本的解決に全力で取り組むことを切に願うものである。